

<p>二十</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 水運業 J S I C 四四二 沿海水運業 J S I C 四五三 内陸水運業 J S I C 四五四二 内航船舶貨渡業</p> <p>内国民待遇(第二条) 内航船舶貨渡業</p> <p>関連する義務 措置</p> <p>概要</p> <p>対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百二十八号)第二十七条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 内国民待遇(第二条)</p> <p>概要 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行うおとする 外国投資家について適用する。この場合において水運業とは、外航海運業、沿海水運業(日本 国内の港の間の海上運送)、内陸水運業及び船舶貨渡業をいう。ただし外航海運業及び船舶貨渡 業は内航船舶貨渡業を除く。は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件の適用から除外 される。</p>	<p>二十一</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>運輸業 水運業</p> <p>内国民待遇(第二条) 最恵国待遇(第三条)</p> <p>船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第三条 日本国の法令又は日本国内が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を 旗国としない船舶は日本国内の不開港場への寄港を行つてはならず、日本国内の港の間の貨物又 は旅客の運送を行つてはならない。</p>	<p>二十二</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>上水道業</p> <p>J S I C 三六一 上水道業</p> <p>内国民待遇(第二条)</p> <p>外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三号 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行うおとする る外国投資家について適用する。</p>	<p>二十三</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>航空機製造修理事業 航空宇宙産業</p> <p>J S I C 一六 化学工業 J S I C 一八 プラスチック製品製造業(別掲を除く。) J S I C 一九 ゴム製品製造業 J S I C 二一 窯業・土石製品製造業 J S I C 二三 非鉄金属製造業 J S I C 二四 金属製品製造業 J S I C 二五 はん用機械器具製造業 J S I C 二七 業務用機械器具製造業 J S I C 二八 電子部品・デバイス・電子回路製造業 J S I C 二九 電気機械器具製造業 J S I C 三〇 情報通信機械器具製造業 J S I C 三一 輸送用機械器具製造業 J S I C 三九 情報サービス業 J S I C 九〇 機械等修理業(別掲を除く。)</p> <p>注 J S I C 一六、一八、一九、二一、二三、二四、二五、二七、二八、二九、三〇、三一、三 九又は九〇に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、航空宇宙産業に關連するも のに限られる。</p> <p>内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)</p>
--	--	---	--

<p>措置</p> <p>概要</p> <p>外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十七条、第二十八条及び第三十 条 対内直接投資等に関する政令(昭和五十五年政令第二百六十一号)第三条から第五条まで 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)第二条から第五条まで 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機産業への投資を行うお とする外国投資家について適用する。 2 居住者而非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基 づく事前届出の要件に従う。 3 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。 4 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空 機の製造又は修理に關連する工場を設立しなければならない。</p>	<p>ジョージアの表</p> <p>一</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>全ての分野</p> <p>内国民待遇(第二条) 特定措置の履行要求の禁止(第六条)</p> <p>ジョージア憲法(二十七年十月十三日改正)第十九条第四項 農地所有権に関するジョージア基本法(二十九年六月二十五日) 国有財産に関するジョージア法(二十年七月二十一日) 土地の用途指定の決定及び農地の持続可能な経営に関するジョージア法(二十九年六月二十五日) 農地は、国、自治体、ジョージア市民若しくはジョージア市民の組合によって、又は国内法令に 規定する要件に基づく外国人若しくはジョージアにおいてその私法に基づく設立された法定の事 業体によってのみ、所有される。 ジョージア市民又はジョージアにおいてその私法に基づく登記されている法定の事業体のみ が、国有農地の区画の所有権を取得する権利を有する。</p>	<p>二</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>漁業</p> <p>経済活動分類G N C O O 六一二〇一六/Rev.二 A O 三・一 漁業</p> <p>内国民待遇(第二条) 漁業免許の付与に係る規則及び条件に関する規則の承認に関するジョージア政府決議一三八(二千 五年八月十一日)第四条 漁業免許は、ジョージアの居住者である自然人又は法人にのみ与えられることができる。</p>	<p>三</p> <p>分野 小分野 産業分類</p> <p>農業 農業協力</p> <p>内国民待遇(第二条) 農業協同組合に関するジョージア法(二十三年七月十二日) 農業協同組合の組合員には、当該農業協同組合が行う農業活動に直接参加し、及び当該農業協同 組合の持分を所有する十八歳以上のジョージア市民又は他の農業協同組合があることができる。 十八歳以上のジョージア市民若しくは外国人市民又はジョージア若しくは外国において登録されて いる法定の事業体であつて、農業協同組合に関するジョージア法及び当該農業協同組合の総会の決 定に従つて出資を行ったものは、当該農業協同組合の准組合員となる権利を有する。 准組合員は、総会に出席することができる。ただし、当該准組合員は、発言権のみを有する。 准組合員は、当該農業協同組合に対する出資から配当を受け取る権利を有し、及び監事又は理事 に選出されることができる。 准組合員は、当該農業協同組合が行う農業活動に直接関与することはできない。</p>
--	---	--	---